

【案件 1】 青森市地域防災計画の修正（案）について

1. 主な修正内容

青森市地域防災計画については、国の「防災基本計画」及び青森県の「地域防災計画」が修正されたことに伴って、県が作成した「市町村地域防災計画修正の手引き」を踏まえ、平成 26 年 2 月に大幅な修正を行いました。

平成 28 年度につきましては、本市で実施した青森市災害被害想定調査の結果を反映、また災害対策基本法の改正を踏まえた避難所等の選定の見直しなどの修正作業を行う予定です。

- (1) 青森市災害被害想定調査の結果を反映（総則・災害予防計画編）
- (2) 避難所等の選定について（総則・災害予防計画編）
- (3) 災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等一覧の追加（資料・様式編）
- (4) 各種災害時応援協定先の追加（資料・様式編）
- (5) 機構改革に伴う庁内関係部局の分掌事務を反映（全編）

※今後の予定

○平成 28 年度

火山対策について

指定避難所の見直しについて

(参考①)

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

(参考②)

青森市防災会議条例

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 青森市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。